

西川町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

1. 点検・評価の対象とする事務事業の選定

(1) 選定方法

点検・評価の対象とする事務事業（以下「対象事業」という。）は、前年度に教育委員会
が実施した事務事業の中から、主要事業として事務局会議において選定するものとする。

(2) 対象事業の単位

対象事業として選定する事務事業は、原則として予算上の事業を単位とする。

(3) 選定基準

西川町総合計画に掲げられた事業及び「教育行政の一般指針」に掲げられた事業につ
いては、原則として対象事業に選定するものとする。

2. 点検・評価の方法

(1) 評価の観点

点検・評価は、次の観点を基本として行う。

必要性 社会情勢や町民のニーズの観点から事業等を推進する理由が適切であること

効率性 費用対効果が適正であること

有効性 施策推進のため有効で、期待された効果が得られること

(2) 評価の基準

点検・評価の基準は別紙のとおりとする。（別表1）

(3) 方向性の明示

点検・評価の結果を踏まえ、次の区分に従って、事務事業の今後の方向性を明らかに
するものとする。

拡 充 規模・内容を拡充し継続すべきもの

継 続 概ね現在の規模・内容で継続すべきもの

縮 小 事業規模を縮小して継続すべきもの

見直し 事業の方向性・手法を見直すべきもの

休廃止 統廃合や休廃止を検討すべきもの又は事業の目的を達し、完了すべきもの

(4) 事務事業点検・評価調書の作成

点検・評価は、対象事業ごとに「事務事業点検・評価調書」（別記様式 以下「評価調
書」という。）を作成して行う。

評価調書の具体的な記載方法は別紙のとおりとする。（別表2）

3. 点検・評価の手順

(1) 評価事業の提出

教育委員会の各課担当係において、事務局会議で選定された事業について点検・評価
を行い、評価調書を作成する。

(2) 点検・評価事業(事務局案)の決定

事務局会議において、各係から提出された対象事業の評価調書について、再度内容の確認、検討を行い、事務局案を決定する。

(3) 教育委員会の開催

評価調書(事務局案)について、教育委員会において説明する。

(4) 評議委員会議(第1回)

評価調書に基づき、点検・評価(事務局案)を説明する。

(5) 評議委員会議(第2回)

点検・評価(事務局案)について各評価委員の意見聴取を行う。

(6) 報告書(事務局案)の作成

事務局会議において各評価委員の意見をもとに、その内容を評価調書に反映させ、報告書(事務局案)を作成する。

(7) 教育委員会

教育委員会が実施した事務事業の点検・評価の結果(報告書)について最終決定する。

4 . 定例議会への報告

教育委員会において決定した「教育委員会事務事業点検・評価報告書」を定例町議会に提出する。

5 . 公表

町議会に提出した報告書についてホームページで公表するとともに、交流センター「あいべ」に備え置き町民の閲覧に供する。